

令和6年  
第3回定例会議事録

令和6年3月21日

泉大津市教育委員会

令和6年3月21日（水）午前9時より令和6年第3回泉大津市教育委員会会議  
定例会を泉大津市役所3階301会議室に招集した。

#### 出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎（オンライン）

#### 出席事務局職員

教育部長	丸山 理佳
教育部次長兼教育政策統括監	鍋谷 芳比古
教育部教育政策課長	大塚 和弘
教育部指導課長	藤谷 考志
教育部生涯学習課長	中山 裕司
教育部スポーツ青少年課長	大和 宏行
健康こども部参事兼こども育成課長	里見 崇
指導課参事兼教育支援センター所長	三綿 正義
教育部教育政策課	三上 達朗
教育部教育政策課	友永 彩絵

#### 案件

- 日程第 1 議案第 1 1 号 教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の  
実施について
- 日程第 2 議案第 1 2 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について
- 日程第 3 議案第 1 3 号 「令和6年度 学校園に対する教育方針」について
- 日程第 4 議案第 1 4 号 泉大津市立学校における働き方改革の取組指針の制定に  
ついて
- 日程第 5 議案第 1 5 号 泉大津市招致外国青年任用規則の制定について
- 日程第 6 議案第 1 6 号 泉大津市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁  
償に関する取扱要綱の制定について
- 日程第 7 議案第 1 7 号 いじめ防止基本方針の改定について
- 日程第 8 議案第 1 8 号 泉大津市文化財保護委員会設置規則の一部改正について
- 日程第 9 議案第 1 9 号 泉大津市文化財保護委員の委嘱について

- 日程第10議案第20号 泉大津市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第11議案第21号 地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 日程第12議案第22号 泉大津市スポーツ施設運営委員の委嘱について
- 日程第13議案第23号 スポーツ施設運営委員会から教育委員会への答申について
- 日程第14報告第5号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第15議案第24号 令和5年度泉大津市一般会計補正予算について
- 日程第16議案第25号 令和6年度当初泉大津市立小・中学校管理職人事について
- 日程第17議案第26号 令和6年度当初泉大津市立小・中学校一般教職員人事について

議事録署名委員

教育委員 西尾 剛

会議の顛末

○竹内教育長 令和6年第3回教育委員会会議定例会の開会宣言

○令和6年第2回教育委員会会議定例会議事録承認

---

△日程第 1 議案第 1 1 号 教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の実施について

---

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うもので、その実施について諮るものです。

根拠法令は、記載のとおりです。

内容は、別紙1をご覧ください。本日も承認いただけましたら、4月に事務事業評価に係るシートを各課が作成いたします。そのうえで6月から7月にかけての書面評価を経て、外部委員に評価対象事業を抽出していただき、8月を目途にヒアリング等も含めた点検・評価を受けます。そして、これまでの経緯・評価結果等を報告書としてまとめ、10月の教育委員会会議でご審議いただいたうえで承認いただきましたら、市議会及び市民に報告、公表をいたします。以上のプロセスによる事務事業評価実施についてご承認いただければと考えております。

※議案第 11 号可決

---

△日程第 2 議案第 1 2 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について

---

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、令和6年度泉大津市学校運営協議会委員の任命を、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項に基づき、臨時に教育長に代理させることを諮るものです。

根拠法令は、委員の任命については、「泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 第7条」において、教育委員会が任命することと規定されておりますが、「泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則 第3条」において、教育委員会の議決により、第2条で掲げる事務を臨時に代理させることができるという規定によるものです。

本件をご承認いただきましたら、4月1日付で学校長からの推薦による候補者について委員としての任命を行い、同月の教育委員会会議でその報告をいたします。

※議案第 12 号可決

---

△日程第 3 議案第 1 3 号 「令和6年度 学校園に対する教育方針」について

---

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号の規定に基づき、学校園に対する教育方針を示すものです。

審議内容は、令和6年度学校園に対する教育方針の作成に係る事務を泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項に基づき臨時に教育長に代理させてよいか諮るものです。

別冊資料「令和6年度学校園に対する教育方針」をご覧ください。まず、全体の構成について、昨年度までは、前年度の取組みの重点の総括、今年度の取組みの重点、本編という3段構えになっていましたが、今年度から府の市町村教育委員会に対する指導助言事項に合わせ、今年度の取組みの重点を本編の中に入れる形としております。また、各章の作りについても、泉大津市の泉大津市教育振興基本計画の章の作りには合わせず、府の市町村教育委員会に対する指導助言事項に合わせております。泉大津市教育振興基本計画のどこにリンクするかについては、右上に四角囲みで記載しております。

それでは、内容をご説明させていただきます。まず、令和5年度の取組みの重点1から重点8までの総括を記載しています。その中で、3ページ、成果指標の①「学校経営における目標達成率」は、本年の結果はまだ出ておりませんので網掛けにしていますが、4月には記載します。同じく、6ページ「学校情報化チェックリスト」についても同様です。13ページの④「給食についてのアンケート検証」につきましても、後で記載させていただきます。

では、14ページから、第1章「確かな学力の定着と学びの深化」です。15ページをご覧ください。(1)小・中学校における確かな学力の育成です。まず、重点を挙げています。総合教育会議でもお伝えした「学力向上プラン」を今年度から取り入れるので記載しております。また、情報モラルや図書館教育、ALTについて記載しております。英語教育の推進については、今年度から7校の小・中学校に常在するALTは、JETプログラムを用いております。以下、1. 授業づくり、2. 家庭での自学自習力の定着、3. 読書活動の推進、4. 英語力の向上、5. 国際理解教育の推進、となっております。こちらの本編ですが、案段階ですので、昨年度と比較して、見え消しの状態にさせていただいております。紙資料で少し薄い色になっている文字、データで見られている方は赤色の文字が、付け加えたところで、削除するところは取り消し線を引いております。国際理解教育の推進について、昨年はジローン市に訪問させていただいておりますので、来年度は積極的な受け入れをということで、積極的な国際理解教育の推進について記載しております。

続きまして、21ページ、(2)支援教育の充実です。本市で力を入れている自立活動、個別の指導計画の通知表化について記載しています。また、個別の教育支援計画と個別の教育指導計画の作成にあたり、リタリコというソフトをモデル的に入れさせていただくこととなりますので、そのあたりにつきましても記載しています。

23ページからは、第2章「豊かな心と健やかな体の育成」です。(1)豊かな心の育成は、人権教育、生活指導、いじめや不登校、暴力行為も含め、発達支持的生徒指導について記載しています。包括的性教育についてもこちらに記載しています。1. 人権教育の推進、2. 道徳教育の推進、道徳教育では、動きのある道徳に本市では最近取り組んでいます。3. 子ども理解の充実によるいじめ・不登校・暴力行為等への取組みの推進、まず、発達支持的生徒指導について、次にいじめへの取組み、不登校への取組み、暴力行為等への取組みという形で記載しています。不登校への取組みにつきましても、国が取り組んでいる「COCOLOプラン」についても記載しています。次に29ページ、(2)健やかな体の育成。1. 子どもの体力の向上、2. 食に関わる取組みの充実で、食育のことについて。3. 健康づくりの促進、を記載しています。

31 ページ、第3章「将来を見すえた自主性・自立性の育成と地域・家庭との協働」、(1)就学前教育の充実と系統的な指導の実施、1. 就学前教育の向上で、未来に向かう力、非認知能力について記載しています。2. 就学前施設と小学校の円滑な接続では、かけ橋期のプログラム、本市ではいちご接続期プログラムと名付けておりますが、スタートカリキュラム・アプローチカリキュラムのことについて記載しています。幼児期の終わりまでに育ててほしい姿についても記載をしています。3. 一貫教育の実施及び充実に向けての系統的な指導の実施で、令和5年度から全中学校区において施設分離型の一貫教育を始めていることについて記載しています。4. キャリア教育の推進は、就学前から高校までキャリアパスポートを使って進めておりますのでこちらに記載しています。

34 ページ、(2)多様な主体との協働、1. 悩みや不安を抱える子ども・保護者の支援では、専門家との連携について記載しております。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカー、令和5年度から予算を取っているスクールロイヤーの効果的な活用について記載しております。2. 家庭教育支援・親学習の推進は、令和5年度から就学前施設にも家庭教育支援サポーターを配置し、課題であった新規サポーターの養成のために養成講座を始めたことなど就学前との連携について、親学習については、ママパパほっこりおしゃべりサロンを記載しています。3. 学校運営への地域の関わりの推進、こちらでは令和4年度から全校で導入したコミュニティ・スクール、地域交流ゾーンのことについて記載しています。4. 家庭・地域の教育力向上の支援、5. 放課後の子どもの居場所づくりの推進で、放課後の子どもの居場所について記載しています。

36 ページ、第4章「子どもをはぐくむ学校力・教師力の向上」、(1)学校経営力の向上、こちらでは、校長先生のカリキュラムマネジメントの話を前半の部分で記載しています。後半追加した部分につきましては、小学校における教科担任制の導入を推進したいということと、部活動は部活動運営方針をもとに運営してくださいということ、働き方改革、指針についても記載しています。38 ページでは働き方改革についてより中身を詳しく、2. 教職員の多忙の解消に向けた取組みについて記載しています。3. 教職員の健康面での配慮と支援で、年次休暇や特別休暇等を学校の中で取得しやすい環境づくりを進めてくださいということも追記しております。

40 ページ、(2)教職員の資質・能力の向上、ここでは教職員研修の充実と授業研究の推進、先生方の資質・能力の向上について記載しています。41 ページでは、3. 教職員のサービスについて記載しております。

42 ページ、第5章「学びを支える環境整備と社会教育の推進」、(1)安全安心な学びの充実、1. 防災教育の推進、2. 学校の安全管理・通学路の安全確保、3. 生活・交通に潜む危険に関する学習の推進、4. 安全に係る情報教育の推進、ここに情報モラル系のことを記載させていただいております。追加として44 ページに世間からも注目されている、5. 熱中症予防について記載しています。

最後になります45 ページ、(2)地域の豊かな学びの育成、1. 文化芸術を通じた教育の推進、2. 地域資源を生かした教育の推進、3. 多世代による協働的な学びの推進、特に3番は追加となっており、地域交流ゾーンの活用について、そして大人の学び支援でリカレント教育についても記載しております。

- ◆教育委員（西尾剛）熱中症の予防のところで、暑さ指数は31℃を超えた場合は、対応及び活動中止や変更を行った対応について記録することとありますが、暑さ指数31℃というのは、気温31℃とは違うのですか。

- ◎指導課長（藤谷考志）気温とは違い、暑さ指数計という黒い球体で計るものがありまして、環境省でもそれを推奨しており、環境省のガイドラインにも暑さ指数が出ているのですが、それを見ながらという形です。
- ◆教育委員（西尾剛）それは気温よりも低く出るのですか、高く出るのですか。
- ◎指導課長（藤谷考志）気温よりは低く出ます。
- ◆教育委員（西尾剛）このように書くと、対応するごとに毎回記録しないとイケないことになるとは思いますが、どなたが記録するのですか。
- ◎指導課長（藤谷考志）一応、部活動であれば活動ごとで記録しており、昨年度の夏にこのガイドラインが国から出ておりまして、その中で暑さ指数 31℃で、こんなふうに対応してくださいというところで、一旦は活動中止をして、生徒児童の体調を確認して、そのあとどんなふうに関再開するか、またはもう中止にするかなどということを決めている。例えば再開するなら、体育館の中ですか、時間を短くしてやるとかを検討した上で、どんなふうに対応したかを記録に残すという形です。
- ◆教育委員（西尾剛）国からそういうガイドラインが出ているということですね。しかし、夏だったら 31℃超えは 7 月からあるだろうから、毎回記録するのは大変ですよ、多分。記録していなかったら、何かあったときにガイドラインに違反してるということになって、責任を問われることになってしまいますよね。
- ◎指導課長（藤谷考志）何かあったときの対策というところも大きなところかと思えます。気温がすごく高くても暑さ指数でいくと 31℃を超えない日もあります。
- ◆教育委員（西尾剛）どなたかが超えそうかどうか見とかないとイケないということですか。
- ◎指導課長（藤谷考志）毎回、活動する時には記録を計るという感じですよ。計るのは学校では当たり前になってきています。
- ◆教育委員（西尾剛）当たり前なんですよ。わかりました。
- ◆教育長（竹内悟）25 ページと 29 ページのところで、包括的性教育という文言は使わなかったのですか。
- ◎指導課長（藤谷考志）24 ページの重点で記載させていただいています。6 つ目の丸、命の安全教育を推進し、というところですよ。大切なことなので重点のほうがいいということでそちらに記載しています。
- ◆教育長（竹内悟）わかりました。
- ◆教育委員（奥健一郎）道徳教育の推進について、もう少し説明いただけますでしょうか。
- ◎指導課長（藤谷考志）26 ページ、道徳教育の充実と記載しております。現行の学習指導要領になり、特別の教科道徳として評価も行うこととなっておりますので、そのあたりのことについても記載しているということと、道徳教育の全体計画及び道徳の時間の年間指導計画をもとに、教職員の共通理解のもと適切に実施していくというところですよ。また、考え議論する道徳をもとにして、道徳も授業改善を進めていきたいと思いますということ。それと、学校教育活動全体を通してふるさと泉大津を愛する心をはぐくむということを記載しております。
- ◆教育委員（奥健一郎）ありがとうございます。

※議案第 13 号可決

△日程第 4 議案第 1 4 号 泉大津市立学校における働き方改革の取組指針の制定  
について

◎指導課参事（三綿正義）趣旨は、この指針は、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の充実が図られるよう、管理職による勤務時間管理の徹底、それぞれが担うべき業務へ注力できる体制づくり、教職員一人ひとりの「勤務時間」への意識の醸成一層促進し、教職員の働き方の改善と本市教育の質の向上を図るため、必要な事項を定めるものです。

根拠法令は、令和 2 年文部科学省告示第 1 号に記載された、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」です。

制定内容は、次ページ以降になります。学校を取り巻く環境は、社会の急激な変化に伴い、より複雑化・困難化しており、学校はこれまで以上に子どもたちに対するきめ細かな対応が求められているなか、教職員の業務が多様化、拡大しているところから、この働き方改革については喫緊の課題と考えております。そこで今回、より一層、教職員一人ひとりの勤務時間への意識の醸成一層促進し、教職員の働き方の改善と本市教育の質の向上を図りたいと考えています。

大きな目的は 2 つです。1 つ目、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持向上させること。2 つ目、教職員のワークライフバランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること、です。

時間外勤務時間の軽減につきましては、今回、時間外在校等時間における上限の目安時間を定めています。1 ヶ月について 45 時間、1 年について 360 時間となっております。この上限時間の原則に対する例外としましては、1 ヶ月について 100 時間未満、1 年については 720 時間。1 ヶ月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 ヶ月、2 ヶ月、3 ヶ月、4 ヶ月及び 5 ヶ月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 ヶ月あたりの平均時間について 80 時間、1 年のうち 1 ヶ月において所定の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 ヶ月、このように考えております。

そこに書かせていただきました働き方改革のポイントは、目的の明確化、意識改革の重要性、業務の見直し、この 3 点としております。

これまでの教員の負担軽減に関する取組みを次ページ以降にまとめております。学校閉庁日の設定・拡大、出退勤の管理、校務支援システムの活用、部活の運営方針の制定、様々な取組みをしてきました。新たに、この働き方改革の指針を制定することにより、より教職員に対する働き方改革を進めていくことを目指しております。こちらで承認いただけましたら、ホームページの公開の日から適用とさせていただきますと考えております。

事前に西尾委員からいただいていたご質問に答えさせていただきます。1 つ目が、現在、教員の平均的な在校時間は小・中学校でどのぐらいなのかというご質問ですが、令和 4 年度に関しましては小学校で 29 時間、中学校で 42 時間でした。令和 5 年度は現在集計中ですが、およそ小学校は 29.1 時間、中学校は 40 時間となっております。他市と比較して長いのか短いのかというところは、具体的に比べることができませんでしたが、それほど長すぎるわけでもなく、短すぎるわけでもないというような印象を持っております。

2 つ目のご質問です。月 80 時間と記載されていますが、80 時間を超えている



例があるのでしょうか、ということに関しましては、80 時間を超えている例がございます。特に4月、5月の年度初めの時期の学校長、教頭、首席等教務・授業を扱っておられる教員は、80 時間を超えていることがありました。最高何時間ぐらいだったのかというところは、私の方で抽出させてもらった最高時間は、月で130 時間という数字が出てきています。これは中学校教員になるのですが、土日のクラブ活動につきましても出退勤システムで確認したところ、この数字が出てきたということになっております。クラブ活動がない小学校の先生で言いますと、最高で101 時間、これは緊急的な生活指導の問題とかが発生したときの学校長、教頭の数字となっております。

◆教育委員（西尾剛）そしたら、先ほど繁忙期の4月の校長先生とか、一定の管理職の方を除いては、平均したら1ヶ月45時間以内、働き方改革に収まっているということですね。

◎指導課参事（三綿正義）はい、そのように考えていただいて結構です。

◆教育委員（西尾剛）80 時間を超える例もあるけれども、それは特別な事情があった場合とかクラブ活動、クラブ活動における労働の具合というのは、授業をしてるときと全然違うかもしれないので、80 時間で過労死ラインと言いますが、超えているような深刻な例もほとんどないという理解でいいですか。

◎指導課参事（三綿正義）はい。

◆教育委員（西尾剛）こうやってこう1つずつ、いろんな対策をとって、積み重ねで在校時間を縮めていくという方法もあれば、変形労働時間制ってありますよね。年間トータルしてこれだけの時間働く、4月なんかは勤務時間自体を、例えば5時終わりじゃなくて7時半にしてしまっ、その代わりその長引いた分を8月に何日間かの休みにしてしまう、そういう方法もありますよね。それは泉大津市だけで決められることではないと思うのですが、他の都道府県ではそういうふうな変形労働時間制を採用してる例も結構あるみたいですし、変形労働時間制にしたら抜本的な解決になると思うんですね。先生にしたら、4月はどっちにしろ繁忙期で、残業というか、7時とかまでいないといけない、なにも見返りにもなく。だけど、変形労働時間制にしたら、労働時間は変わらずにその分8月の休日が大きく増えるわけなので、総体として見たら得だと思います。もちろん個人個人によっては、それは嫌だとおっしゃる先生もいると思いますが。お聞きしたいのは、大阪府がまだその方式をとっていないというのは、そもそもいろんな事情があって、反対する人もたくさんいるから、やらないという方針でやっていないのか、やるという方向でいろいろ検討してるけれども、まだ調整中で、何も決まっていないというか、その辺りは何か聞いておられますか。

◎指導課参事（三綿正義）大阪府の働き方改革の会議等に参加させていただく際に、そういった抜本的なところは、会議に上がってこずに、今どういった取組みが功を奏しているのかという事例を府から全体の市町村に配布していく、というような形で、そういった抜本的な改革に伴う機能というのを私は見聞きしたことがありませんので、まだ議題にも上がっていない状態ではないかなと思います。

◆教育委員（西尾剛）わかりました。当面はこういうふうに、少しずつ積み重ねて努力していくしかないということですね。

---

△日程第 5 議案第 15 号 泉大津市招致外国青年任用規則の制定について

---

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）により、泉大津市教育委員会において語学指導等を行う外国青年の勤務条件に関し必要な事項を定めるものです。

根拠法令等は、JETプログラムを管轄している一般財団法人自治体国際化協会（クレア）が作成した語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）任用団体マニュアルより、「勤務条件については、地方公務員法等に定められた範囲で任用団体において定めるものであるが、本事業はクレアが一括してJETプログラム参加者を募集、選考するプロジェクトであることから、クレアから通知された任用規則モデル案を参考に作成する。」から、規則を定めるという形になっております。

制定内容は、別紙規則案をご覧ください。まず目的について、第1条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）により、泉大津市教育委員会において語学指導等を行う外国青年（ALT）の勤務条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。第2項 参加者（ALT）の報酬、費用弁償等に関する事項は、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例第32条の規定により、この規則において定める。第3項 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法その他の法令並びに市の条例及び規則の定めるところによります。

続きまして、外国語指導助手（ALT）の職務業務内容についてです。第3条をご覧ください。外国語指導助手は、主として教育委員会又は泉大津市立学校において、所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う、とあります。この中で特徴的なものとしましては、「(3) 泉大津市立学校における外国語による他教科の授業等の補助」があります。こちらにつきましては、本市でモデル校としても推進しておりますイマージョン教育として、主に英語で外国語以外の授業を行う運営についてという形で、この文言を入れさせていただいております。

続きまして任期について、第4条 参加者の任期は、任用の日から任用の日の属する年度の末日まで（前半任期）及び前半任期の翌年度の4月1日から任用の日から1年を超えない範囲内で教育委員会が定める日まで（後半任期）とする。少しややこしいのですが、英語圏のALTの場合、2学期がスタートとなるために、任期を2学期から我々の言う年度の3月末までを前半任期、次の年度にはなりますが、4月1日から7月31日までを後半任期という形で分けさせていただいて、ALTの方はだいたい8月に来られるので、8月から次の年の7月までが第1クールみたいな形になります。

続きまして、報酬についてです。第6条をご覧ください。参加者の報酬は、任期1年目については月額28万円（年額336万円）、2年目については月額30万円（年額360万円）、3年目については月額32万5000円（年額390万円）、4年目及び5年目については、本人の希望と教育委員会が異動させるかどうかもありますが、月額33万円（年額396万円）となっております。

続きまして第8条では旅費等について、第10条からは、勤務時間等についての記載があります。第11条からは休暇等の規定について示されており、第16条で

は服務について示されています。

この規則の施行記述としましては令和6年4月1日からです。

- ◆教育長（竹内悟）1年で違う人に変えてもらうことはできますか。
- ◎指導課長（藤谷考志）1年で変える場合は本人が希望する場合です。基本的には3年です。
- ◆教育長（竹内悟）評価は出さないといけないですよ。
- ◎指導課長（藤谷考志）評価は出すのですが、基本的には3年です。
- ◆教育長（竹内悟）一番低い評価がついてもですか。
- ◎指導課長（藤谷考志）会計年度職員となるので、一番低い評価になった場合には、人事課による評価委員会にあがりまして、そこで変えるかどうかということになります。4年目5年目につきましては、更新するかどうかは、本人の希望とこちらが更新の許可を出すかどうかという形になるので、原則は3年間です。
- ◆教育委員（西尾剛）採用するときには、海外におられるということですよ。面接とかはどうするのですか。
- ◎指導課長（藤谷考志）一般財団法人自治体国際化協会（クレア）が行います。
- ◆教育委員（西尾剛）それを信用して来てもらうということですよ。
- ◎指導課長（藤谷考志）日本全国この制度を取り入れてます。海外で探していただいて、日本中に配置するという形です。配置されたALTの方をまずは受け入れるしかない、ということになります。
- ◆教育委員（澤田久子）使っている他の市町村もあると思うのですが、その評価は割と良いですか。
- ◎指導課長（藤谷考志）1年で帰ったことがあるかという話も聞かせてもらっているのですが、ほとんどその話は聞かないです。1年で帰った人もいるはいるのですが、その方々は日本に来てみたけれども生活が合わなくてしんどくなって帰るということのようです。
- ◆教育委員（澤田久子）以前、この制度を使った市町村で聞いた話では、外国から来て、日本の生活の中でわからないことがあったりして、生活のことについていろいろ質問が来て、教育委員会がその対応で大変だと。だから指導等のこととは別で大変なことがたくさんあると聞いたのですが、今も同じような状況なのでしょうか。
- ◎指導課長（藤谷考志）その通りなのですが、生活の話であったり授業のやり方であったりに対応するため、JETコーディネーターを雇うことができます。その方を行政として会計年度任用職員として本市においても2名予定しております。
- ◆教育委員（奥健一郎）外国から来られる方の生活に関してはしかるべき生活相談センターのようなところもあると思うのですが、その辺の住み分けとか、業務分担はされていないのでしょうか。
- ◎指導課長（藤谷考志）生活に関するお世話のところは、JETコーディネーターと指導主事と連携しながらとなるので、住まいを探すとかもこちらの方である程度対応していくことになります。
- ◆教育委員（奥健一郎）わかりました。

※議案第15号可決

---

△日程第6 議案第16号 泉大津市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する取扱要綱の制定について

---

◎指導課参事（三綿正義）趣旨は、この要綱は、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則及び泉大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定に基づき、泉大津市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものです。

根拠法令は、「泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」「泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則」「泉大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」によるものです。

制定内容は、次ページ以降をご覧ください。第3条 給与及び費用弁償に関することは、別に定める場合を除き、泉大津市会計年度任用職員の例による、第4条 泉大津市教育委員会が任命する時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額については、別表のとおりとする、というところで次ページの別表をご覧ください。非常勤講師は、時間額 2,920 円、部活動指導員は時間額 1,600 円、スクールサポートスタッフは時間額 1,070 円で調整しております。この額となった根拠は、非常勤講師の 2,920 円は、大阪府が負担している非常勤講師の額と同額のを計上しています。部活動指導員に関しては、府の補助金の上限金額が 1,600 円となっておりますのでその金額。スクールサポートスタッフに関しましては、大阪府の最低賃金が 1,064 円というところに鑑みまして 1,070 円を計上しております。ご承認いただけましたらこの要綱は、4月1日から施行したいと考えております。

※議案第 16 号可決

---

△日程第 7 議案第 17 号 いじめ防止基本方針の改定について

---

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、令和5年度「泉大津市いじめ問題対策連絡協議会」において協議した内容を基に、泉大津市いじめ防止基本方針を改定するものです。

改定内容は、別紙5のとおりです。新旧対照表に変更点をまとめておりますので、37ページをご覧ください。第2の3の(1)に、重大事態の定義の記載がありますが、改正案では、いじめにより在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを1号事案、いじめによる当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを2号事案として、1号事案、2号事案という文言を入れさせていただいております。また、第2の3の(3)、重大事態の調査及び調査の主体について、現行では、調査の主体は学校が主体となっていく場合と教育委員会が主体となっていく場合が考えられる、と記載されているのに対しまして、改正案では、調査は主に1号議案については教育委員会が、2号議案については学校が主体となっていくことが考えられる、と1号と2号議案の分け方について追記をさせていただいております。また、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断された場合、現行では、教育委員会の附属機関である調査委員会が主体となっていくにあたりますが、改正案では、教育委員会の内部に設ける調査組織または教育委員会の附属機関である調査委員会が主体となっていくにあたり、という形で教育委

員会の内部に設ける調査組織というところを追記しています。適用日は、令和6年4月1日と考えております。

- ◆教育委員（西尾剛）法律、いじめ防止法では、そもそも重大事態の場合は教育委員会もしくは学校が調査するとなっていたのですが、市の基本方針では、学校とか教育委員会じゃなくて、附属機関である第3者委員会が調査するとなっていて、法律とちょっと違うかったんです。要するに法律よりもさらに1歩進んだとか、法律よりも目標を高く掲げて、常に第3者委員会をしますということでした。これは別に泉大津だけ突出していたわけじゃなくて、おそらく基本方針を作った当時、理想は高く、できるだけ公正にということ、多分どの市も第3者機関とやりますという基本方針、モデルを元にして、この内容にしたと思うんです。しかし、理想が高いことはいいのですが、現実的に常に第3者委員会にするというのは、どう考えても無理がある。もうそれだったら、変な話になりますが、調査しないというふうなことをする自治体もあったと思うんですね。実際、何ヶ月前かに記事で見たのですが、どこかの自治体が、変更前の本市の基本方針と同じ基本方針なのにもかかわらず、いじめ重大事態があったときに、第3者委員会を開かず、教育委員会内部か学校かどちらかで調査した。それで調査報告書を作って記者発表したのですが、市の基本方針では附属機関である第3者委員会がすると書いているのにしていないじゃないか、違反してるじゃないか、というふうな批判をした記者がいた。していないことは事実なので、教育委員会としては一言も反論できない。仮に、調査の内容が適正で問題がなかったとしても、そういう批判を実際に受けていたので、やっぱりきちんと基本方針を第3者委員会だけでなく、学校、教育委員会でもできますよというふうに変えておかないと、いろいろな批判を招くので、変えることがむしろ必要だと思います。

#### ※議案第17号可決

---

#### △日程第8 議案第18号 泉大津市文化財保護委員会設置規則の一部改正について

---

- ◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、教育委員会の事務執行の効率化及び円滑化とともに、語句の整理をするため、泉大津市文化財保護委員会設置規則の一部を改正するものです。

実施期日は、この規則は、令和6年4月1日から施行します。

改正内容は、別紙6のとおりです。42ページ新旧対照表でご説明します。下線部を引いてるところが変更となります。まず規則名ですが、文化財保護委員会設置規則を文化財保護委員設置規則に変更するもので、第1条の「目的」を「設置」に、第2条についても文言の整理を行っております。次に第4条第2項「教育委員会において必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に保護委員を置くことができる」という文言と、第5条については、専門委員に関する記載がございましたが、その第4条第2項と第5条を削除するものです。第6条 委嘱につきましては、専門員に関する部分を削除することと、「学識経験のあるもの」という文言から、「文化財に関し深い知識を有するもの」、に変更するものです。これらの変更は、委員会の実施状況に合わせた形への改正と考えております。第7

条につきましては、条ずれのため第6条に変更するものです。

※議案第18号可決

---

△日程第9 議案第19号 泉大津市文化財保護委員の委嘱について

---

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、泉大津市文化財保護委員会設置規則に基づき、文化財の保護に関して学識経験のある者の中から、泉大津市教育委員会が委嘱するものです。

根拠法令は、記載のとおりです。

定員が10名以内、任期が2年となっております。

候補者は、別紙7のとおりです。藤原洋子氏、高寺壽氏、坂口昌男氏、高橋正氏、北條豊和氏、河田泰之氏にお願いしたいと思っております。河田泰之氏を新たに任命させていただき、他の方は前年までも関わっていただいていた方です。

◆教育委員（澤田久子）根拠法令の第6条は、現行の規則での記載が必要だから、「学識経験のあるもの」という文言があるのでしょうか。今はまだ現行通りだからということよろしいですか。

◎生涯学習課長（中山裕司）その通りです。

※議案第19号可決

---

△日程第10 議案第20号 泉大津市文化財保護審議会委員の委嘱について

---

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、泉大津市文化財保護条例に基づき、文化財の保護に関して学識経験のある者の中から、泉大津市教育委員会が委嘱するものです。

根拠法令等は、記載のとおりです。

定員は若干名、任期は2年です。

候補者は、別紙8のとおりで、吉原忠雄氏と小倉宗氏の2名で、前回から引き続きお願いさせていただきます。

※議案第20号可決

---

△日程第11 議案第21号 地域学校協働活動推進員の委嘱について

---

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進するため、地域において社会

的信望がある者であって、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と見識を有する者の中から、各学校の学校長の推薦により、泉大津市教育委員会が委嘱するものです。

根拠法令は、記載のとおりです。

任期は1年、委嘱期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

候補者は、別紙9のとおりです。東陽中学校と小津中学校につきましては、現在調整中となっております。調整がつき次第、推薦書を提出していただく予定です。

◆教育長（竹内悟）委嘱が4月1日以降でも、任期は3月31日までですよ。

◎生涯学習課長（中山裕司）はい。任期は年度末までとなっておりますので、委嘱した日から令和7年3月31日までです。

◆教育長（竹内悟）わかりました。

#### ※議案第21号可決

---

#### △日程第12議案第22号 泉大津市スポーツ施設運営委員の委嘱について

---

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）趣旨は、スポーツ施設の管理運営について必要な事項を審議する機関である泉大津市スポーツ施設運営委員会の委員について、教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が委嘱するものです。

根拠法令は、記載のとおりです。

定員が5人以内、任期が2年で、委嘱期間が令和6年4月1日から令和8年3月31日です。

候補者は、別紙10のとおりです。候補者といたしましては、富山浩三氏、原田礼造氏、木野欽司氏、小池久美氏、櫻澤宏尚氏です。今回、総合体育館の料金の改定、次年度は指定管理者の変更もごございますので、継続して審議いただきたいということから、全員継続でお願いする予定をしております。

#### ※議案第22号可決

---

#### △日程第13議案第23号 スポーツ施設運営委員会から教育委員会への答申について

---

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）答申事項は、泉大津市立総合体育館の料金改定に関することについてです。これは12月の教育委員会会議で、スポーツ施設運営委員会に対し、総合体育館の料金改定に関する諮問について承認いただいたことに対する答申です。

根拠法令は、記載のとおりです。

答申内容は、次ページの別紙11の答申書をご覧ください。

今回の諮問の内容は3つ、大体育室の料金の改定について、エネルギーコスト上昇による大体育室以外の料金改定について、総合体育館の駐車場の料金に改定についての答申について説明させていただきます。

まず1つ目、大体育室の料金の改定については、「空調設置に関する改修費及び空調稼働時のエネルギー費に対する受益者負担の考え方になると思うが、現料金をベースアップする考え方もあるが、受益者負担とするならば、空調稼働時に徴収すべきと考える。なお、空調稼働については、熱中症予防の観点から、夏季期間を設定し常時稼働することが望ましく、その他の期間は利用者の希望に応じ対応すべきだと考える。」

2つ目、エネルギーコスト上昇による大体育室以外の料金改定については、「大体育室以外の料金については、総合体育館の運営コストから算定した各部屋の料金に空調稼働時のエネルギー費が反映されていることから、現行料金が妥当だと考える。」

3つ目、総合体育館の駐車場の料金改正については、「総合体育館の駐車場の料金改定については、利用者にとっては負担が大きくなるが、運営コストが同等の他施設の駐車料金を比較した場合、総合体育館の駐車料金は安価になっており、周りとの負担格差を是正するため、料金の改定は妥当だと考える。しかしながら、体育館利用者の無料時間帯の設定等については継続的に検討が必要と考える。また、障がい者等の方が利用された場合の減免措置の対策も併せて検討いただきたい。」という方針をいただきました。

今後、料金を具体的に検討するにあたっては、6月から9月を夏季期間と設定し、空調稼働し続けた場合、291万6,758円のエネルギーコストがかかってくる試算となることから、半額を受益者負担していただくという考えで約150万円受益者負担に転嫁していかれたらと考えております。

夏季以外の期間に関しましては、利用者が希望する場合、1時間当たりの追加料金で利用していただけるように料金設定しようと考えております。

続きまして、総合体育館の駐車場料金についてです。現在、利用者につきましては4時間100円をいただいております、上限を設定しておりません。それ以外の体育館を使われない方につきましては1時間につき100円をいただいております。こちらも上限は設定しておりません。今回の改訂内容は、他の体育施設に準じた金額設定を考えています。

- ◆教育委員（西尾剛）諮問2の答申ですが、大体育室以外の料金については、総合体育館の運営コストから算定した各部屋の料金に空調稼働時のエネルギー費が反映されているから、現行料金が妥当だと考えるとなっているのですが、そもそも空調稼働時のエネルギー費が反映されているのですか。
- ◎スポーツ青少年課長（大和宏行）実際に今かかっている運営コストから、各部屋の広さで割り戻して料金を逆算した場合、大体育室以外の部屋に関しては、若干高めに設定されています。これは数年前に空調を入れた際に料金改定をしており、稼働時のエネルギーコスト負担を受けとめることができるような料金体系になっていることから、現状で上げる必要はないと判断をしています。
- ◆教育委員（池島明子）夏季以外は、申請して1時間あたりの追加料金という設定について質問ですが、例えば冬のすごく寒い時期に暖房を入れていただく場合も同じと考えてよろしいでしょうか。
- ◎スポーツ青少年課長（大和宏行）はい。その通りです。
- ◆教育委員（池島明子）ありがとうございます。駐車料金について、答申では障がい者の方の利用設定について検討していただきたいという意見があるので、それがどうなったかということと、もう1点、送り迎えのために5分とか10分とか、



何分以内だったら無料とかという設定は考えておられるのかについてお願いいたします。

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）まず1つ目の障がい者の方につきましては、現在検討中のため提示できないことから資料からは省かせていただいておりますが、検討はしているところです。ただ、難しい点は、他のスポーツ施設と比べた場合、体育館は人がいるので、障がい者手帳とかをお持ちいただいたら、確認して減免ということができのですが、他の施設は無人なので、その対応ができないところがあります。その辺り、もう少し精査が要るところです。2つ目の送迎に関する時間ですが、現在は15分無料です。ただ、この15分に関しても時間が短いというお声もいただいております、30分まで拡大するかを検討しているところです。

◆教育長（竹内悟）池島委員がおっしゃられたことが決まったら、どのようにお伝えしていただけますか。

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）条例改正をする際に、議案として教育委員会会議で諮らせていただくので、そこで最終のご審議をいただきます。

#### ※議案第23号可決

---

#### △日程第14報告第5号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

---

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認いたしましたので報告するものです。

対象期間は令和6年2月1日から2月29日までです。

内容は、別紙12、56ページをご覧ください。申請件数は8件で、7件承認、1件を非承認としております。番号2については新規団体、新規事業で、団体要件として、小津中学校学校運営協議会委員が代表を務める団体であり、これまでに同様の事業実績を有していることや本市健康づくり課が実施した健康推進イベントにおける出店実績を有していること、事業要件として、本市が掲げる未病・予防対策先進都市を主眼とした南出市長が登壇する対談や子どもも参加できる健康イベント、味噌玉づくり等を通じた食育イベントの開催という目的と内容が教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、シーパsparkで実施されることから、広く市民が参加できるものであり、主催者に事業遂行能力が認められると判断し、承認したものです。

続いて、不承認案件といたしましては、過去にも不承認としたケースがある団体で、本市からの必要な連絡等に応じないことから不承認としたものです。

#### ※報告第5号終結

◆教育長（竹内悟）次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第34条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。

については、日程第15から日程第17を非公開とすることに異議はございませんか。

《異議なし》

異議がないようなので、日程第 15 から日程第 17 は非公開とします。

午前 10 時 35 分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員